

○津山工業高等専門学校運営会議規程

〔平成18年2月28日〕
規程第16号

改正 平成21年4月28日規程第11号 平成21年8月25日規程第17号
平成22年4月27日規程第12号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の管理運営等に関する事項について審議し、校務の円滑な運営を図るため、津山工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 管理運営に関する重要事項
- (2) 学生の教育・生活に関する基本的事項
- (3) 教育改善に関する事項
- (4) 研究推進に関する事項
- (5) 情報化に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 国際交流に関する事項
- (8) 施設整備に関する事項
- (9) 自己点検及び評価に関する事項
- (10) 法人評価に関する事項
- (11) 広報に関する事項
- (12) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 学科長
- (5) 学術情報委員会委員長

- (6) 教育システム点検委員会委員長
 - (7) 産学連携推進委員会委員長
 - (8) 教育研究支援委員会委員長
 - (9) 事務部長
- (議長)

第4条 運営会議に議長を置き，校長をもって充てる。

2 議長は，運営会議を招集する。

3 議長に事故があるときは，教務主事はその職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第5条 運営会議の所掌事項を具体的に審議するため，必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

(意見聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは，構成員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営会議に関する事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，運営会議に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月28日規程第11号)

この規程は，平成21年4月28日から施行し，平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年8月25日規程第17号)

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日規程第12号)

この規程は，平成22年4月27日から施行し，平成22年4月1日から適用する。